

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	備 考
日東工営 株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目5番2号	

2. 指名停止措置期間 平成29年8月11日 ～ 平成29年9月10日（1箇月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

日東工営(株)及び同社の取締役が、同社の業務に関し、労働者に対し建築物の解体作業を行わせるに当たり、石綿等による労働者の健康障害を防止するための調査、記録を行わず、粉じんによる健康障害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、平成29年3月7日に名古屋簡易裁判所から労働安全衛生法違反により同社及び当該取締役がそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第9号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)